

■手術に関して

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の実施件数（実施期間：2024年1月～2024年12月）

□区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘍摘出術等	59
黄斑下手術等	200
鼓室形成手術等	16
肺悪性腫瘍手術等	66
経皮的カテーテル心筋焼灼術	128

□区分2に分類される手術

靭帯断裂形成手術等	17
水頭症手術等	81
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3
尿道形成手術等	1
角膜移植術	8
肝切除術等	52
子宮付属器悪性腫瘍手術等	9

□区分3に分類される手術

上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	4
パトウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	2
同種死体腎移植術等	0

□区分4に分類される手術 805

□その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	100
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	89
冠動脈、大動脈パルス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	67
急性心筋梗塞に対するもの	25
不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの	30
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈カテーテル留置術	112
急性心筋梗塞に対するもの	60
不安定狭心症に対するもの	13
その他のもの	39

■ 大腿骨近位部骨折後48時間以内 手術実施件数
※ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

32 件

広島県厚生農業協同組合連合会
尾道総合病院 病院長